

うきは市指名停止等措置要綱に基づく指名停止中の業者は以下のとおりです。

令和5年5月2日現在

指名停止業者	所在地	措置期間	措置理由	措置要件
株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2	令和5年5月2日から 令和5年6月1日まで (1ヵ月)	使用人が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため。	措置要綱第3条別表2(12)

【うきは市指名停止等措置要綱第3条別表2(12)】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内